

## 岩手県地域医療対策協議会設置要綱

### (設置)

第1 本県における地域医療の充実・確保に向け、医師の養成・確保と県内への定着の促進並びに医師派遣・配置体制等のあり方について検討するため、岩手県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について、協議する。

- (1) 地域医療を担う医師の養成・確保と定着の促進に関すること。
- (2) 医師派遣・配置に関すること。
- (3) 地域医療支援機構運営事業に関すること。
- (4) その他本協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織等)

第3 協議会は、医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の12第1項に掲げる者から知事が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 協議会には、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は委員の互選によるものとし、副会長は会長が指名するものとする。
- 4 協議会の座長は会長が務めるものとし、会長に事故あるときは副会長が、その職務を行う。

### (委員の任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。

### (招集)

第5 協議会は、必要に応じて、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(専門組織)

第6 協議会の所掌に係る専門的事項を検討し、関係する事業を実施するため、協議会に、別表に定める専門組織を置く。

2 専門組織の設置及び運営等に関して必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7 協議会の庶務は、岩手県保健福祉部医療推進課において処理する。

(雑則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月10日から施行する。

別表

専門組織の名称	所掌事項
岩手県地域医療支援機構	要綱第2第1項第2号及び第3号に定める事項に係る専門的事項
いわてイーハトーヴ臨床研修病院群ワーキンググループ	要綱第2第1項第1号に定める事項に係る専門的事項

岩手県地域医療対策協議会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手医科大学	理事長・学長	小川 彰	
	医学部長	小林誠一郎	
岩手県医師会	会長	石川 育成	
岩手県国民健康保険団体連合会	専務理事	山瀬 宗光	
岩手県国保診療施設運営連絡協議会	幹事長	鈴木 重男	
岩手県地域医療研究会	会長	佐藤 元美	
岩手県市長会	会長	谷藤 裕明	
岩手県町村会	会長	稲葉 暉	
済生会岩泉病院	病院長	柴野 良博	
自治医科大学岩手県同窓会	会長	遠藤 秀彦	
カシオペア環境研究会	事務局長	森川 則子	
岩手県	医療局長	遠藤 達雄	
	県立中央病院長	望月 泉	
	県央保健所長	菅原 智	
	保健福祉部長	小田島智弥	

(任期：平成 25 年 2 月 1 日から平成 27 年 1 月 31 日まで)